

岐阜県公報

第 五 百 十 二 号
令和六年七月二十三日
(火曜日)

目 次

告 示

○土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない
区域の指定の解除

(環境管理課) 三二一^{ページ}

公 示

○令和六年度採石業務管理者試験の実施

(商工・エネルギー政策課) 三二一

○土地改良区の定款の変更認可

(飛騨農林事務所) 三二三

○土地改良区清算人の退任

(同) 三二三

告 示

岐阜県告示第三百十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和六年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和五年岐阜県告示第五百二十六号により指定した区域(各務原市川崎町一番一の一部)の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

公 示

○令和六年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により採

石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

令和六年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

令和六年十月十一日（金）午前十時から正午まで（一二〇分）

二 試験場所

岐阜市藪田南五丁目一四番一二号 岐阜県シンクタンク庁舎五階大会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書用の用紙は、令和六年七月二十五日（木）から岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書して、八十四円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九十四円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に提出してください。

（一）写真 縦六センチメートル、横四センチメートルとし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとなります。

（二）受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

令和六年九月二日（月）から同月十七日（火）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書して、〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に送付してください。令和六年九月十七日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください（消印しないこと）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

令和六年十月三十一日（木）に試験に合格した者の受験番号を岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

令和六年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁情報公開・行政相談窓口（県庁一階）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

（一）受験票

（二）個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課総務・亜炭鉱

廃坑対策係（電話〇五八―二七二―八三五九（直通））に問い合わせてください。

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
飛 騨 東 部 土 地 改 良 区	令 和 六 ・ 七 ・ 九

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
上 野 平 土 地 改 良 区	令 和 六 ・ 七 ・ 一 〇

○土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により公示する。

令和六年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した清算人

土地改良区名	退任年月日	役名氏名住 所
神岡町石神土地改良区	令和六・六・六	清算人 上林久志 飛騨市神岡町数河 六〇七番地一
		山本英樹 同 三〇四番地
		麻生野 同 四〇八番地一
		数河 同 一四九八番地
		石神 同 一四八八番地
		折戸康久 同 一二七一番地
		松村昌和 同 五二二番地
		松田健市 同 一二六九番地
		尾下利秋 同 一八一〇番地
		山下清美 同 麻生野

令和六年七月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐 岐 阜 県 庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三一
岐阜文芸社